

論考（寄稿）

クザーヌスの〈イディオータ〉思想の現代的意義

——〈専門家－素人〉相関の視点から——

八巻 和彦

1 クザーヌスの著作における〈イディオータ〉

クザーヌス (Nicolaus Cusanus 1401–64) の中期、1450 年の夏にまとめられた一連の対話篇¹⁾(以下『イディオータ篇』とする) では、Idiota (無学者、素人、俗人) が主人公とされている。この、文字通りに自身の名前をもたない無名の〈イディオータ〉は、地下室に住む、無学で貧しいが信仰に篤い木匙職人である、と設定されている。

彼は、「知恵は街に叫んでいる」という、自身の生活で獲得した知見に立ちつつも²⁾、同時に人間の知識を神の視点からとらえて、「人間の知恵は神の前では愚かさに過ぎない」という認識³⁾を自らのものとしている。このような〈イディオータ〉が、自身とは対照的な存在としての、学識が深く経済的にも豊かな人物である弁論家 (orator) と哲学者 (philosophus) が真理探究において、書物の権威に縛られることにより世界の中に真理を見出すことができないという隘路に陥っている状況か

*) 本稿は JSPS 科研費 18K00021 の研究成果の一部である。

1) *Idiota de sapientia, Idiota de mente, Idiota de staticis experimentis* (Nicolai de Cusa *Opera Omnia*, Vol. V, Hamburg, 1983) に収載。このうち、*De sapientia* には小山宿丸訳『知恵に関する無学者の対話』(平凡社刊『中世思想原典集成』第 17 卷所収) がある。

2) *De sap.* I, n. 3, 11f. なお、〈イディオータ〉のこの把握は旧約の「箴言」1:20 および「知恵の書」19:7f を踏まえていると理解されている。また「自身の生活で獲得した知見」という点については、*De mente*, I, n. 55, 1–3. さらに八巻和彦『クザーヌスの思索のプリズム』(以下『プリズム』), 知泉書館, 2019 年, 第 VI 部第 2 章 1 も参照されたい。

3) *Ibid.*, n. 1, 8f. これは、新約「一コリ」3:19 と同 8:1 を踏まえているが、明言はない。

ら彼らを救い出し、真理に至る道筋を指し示す役割を果たす、というのがこの著作の妙味である⁴⁾。

この〈イディオータ〉像が含意するものを十分に理解するためには、その前年、1449 年 10 月にクザーヌスがまとめた『覚知的無知の弁護』(*Apologia doctae ignorantiae*)⁵⁾との関係を視野に入れが必要となる。この『弁護』における中心的論点は、クザーヌスが 1440 年に著わした『覚知的無知』(*De docta ignorantia*) で説いた内容に対して、ハイデルベルク大学の教授であったヴェンク (Johannes Wenck) が 1442–3 年頃に、異端の疑いさえある愚論であるとして、自身の著作『無知の書物』(*De ignota litteratura*) をもって批判したことに対して、クザーヌスが反論するというものである。

ヴェンクとクザーヌスは、1431 年に召集されたバーゼル公会議において、初めは共に公会議派の一員として、後にクザーヌスが教皇派に移ってからは敵対する者同士として、知り合いとなっていた。それゆえにこの著作を執筆した時点のヴェンクはすでに、クザーヌスが 1423 年にパドヴァ大学で教会法令博士 Doctor decretorum の学位を取得しており、その資格をもって教会内で活動していたことを承知していたはずである。それにもかかわらず、この批判を展開するに際してはクザーヌスのことを「教養諸学の〈バカラリウス〉」baccalareus in artibus という〈学位〉を得ただけの人物であると表記すると共に⁶⁾、この著作そのものにおいては、「默示録」第 3 章に依拠しつつ「惨めで貧しく盲目で知性を欠いている人物である……」と記しているのである⁷⁾。ここにはクザーヌスに対するヴェンクの悪意が感じられる。それゆえ、クザーヌスの弟子がこの著作の冒頭で、先生のことを貶めているのは看過できないから、ヴェンクに反論してほしいと、クザーヌスに訴えるという場面が描かれる。

4) この著作については、八巻『プリズム』第 I 部第 2 章 6 ならびに同書第 IV 部第 1 章も参照されたい。

5) 以下、『弁護』*Apologia* と表記。この著作については、八巻同上書第 I 部第 2 章 3–5 ならびに 582 頁以下、および川崎えり「ヴェンクとクザーヌスにおける知的態度の差異」(『中世思想研究』第 62 号収載) を参照されたい。

6) R. Haubst, *Studien zu Nikolaus von Kues und Johannes Wenck*, Münster, 1955, S. 98.

7) J. Wenck, *De ignota litteratura*, n. 38, 7–10 (この書物のテキストは以下による: J. Hopkins, *Nicholas of Cusa's Debate with John Wenck*, Minneapolis, 1981, p. 115).

かれているのも無理もないこととみなせよう。

2 〈教授免許〉 Licentia docendi

ところが、この二人がいかなる〈教授免許〉 Licentia docendi の所有者であるのかという視点を導入して判断すると、異なった側面が見えてくる。

西ヨーロッパ中世に特有の「知の府」であった大学 universitas という団体は、その語が示す通りに、西ヨーロッパ各地で都市化が進行するなかで成立したギルドの一つであるとされる⁸⁾。そこで教授になるためには、他のギルドにおいて職人が親方の地位に到るために辿るべき道筋と同様なプロセスを経て〈教授免許〉を取得することが必要であった⁹⁾。

〈教授免許〉には大学で授与される学位によって段階の相違が存在したが、それも大学の所在地と時代によって変化した。本論におけるこの問題についての焦点はドイツであり、ドイツの大学はパリ大学の組織を範型としていた¹⁰⁾上に、クザーヌスの論敵であるヴェンク自身がパリ大学で学んだという経緯もあるので¹¹⁾、13 世紀以降のパリ大学に従つてその段階を示すと、下から〈バカラリウス〉¹²⁾、〈リケンツィアート〉 Licentiat、〈マギスティル magister あるいはドクトル doctor〉¹³⁾である。こ

8) A. Gerhards, *La société médiévale*, Paris, 2020, pp. 255–7; ジュラール『ヨーロッパ中世社会史事典』、藤原書店、1991 年、223–5 頁; J. Verger, *Les Universités au Moyen Âge*, Paris, 2020, p. 48; p. 51: 『中世の大学』、みすず書房、1991 年、48 頁以下; 52 頁; J. Verger, *Les gens de savoir en Europe à la fin du moyen âge*, Paris, 1997, p. 73: 『ヨーロッパ中世末期の学識者』、創文社、2004 年、73 頁; H-W. Prahl, *Sozialgeschichte des Hochschulwesens*, München, 1978, S. 63: プラール『大学制度の社会史』、法政大学出版局、2015 年、52 頁以下。

9) Verger, *Les Universités au Moyen Âge*, p. 65: 『中世の大学』67 頁以下; Gerhards, *La société médiévale*, p. 256: 『ヨーロッパ中世社会史事典』224 頁。

10) Prahl, *op. cit.* S. 73: プラール前掲書 62 頁以下。

11) J. Hopkins, *Nicholas of Cusa's Debate with John Wenck*, p. 3.

12) この語の表記と語源には定説がなく、上注 6 の箇所の表記以外にも以下のようなものがあるとされる: baccalareus, baccalaureus, baccar (Prahl, *op. cit.* S. 91f.: プラール前掲書 80 頁以下)。

13) 中世の大学における Magister と Doctor の間には現在のような上下関係は存在せず、学科によって最上位の学位として、このいずれかを使用していた。また現在の大学制度における最上位の教員を示す Professor という呼称は、中世においては使用頻度が低く、現在の Professor にあたる立場の人物は、Doctor あるいは Magister と表示されることが多かった (J. Verger, 'Professor', in: *Lexikon des Mittelalters*, Vol. VII, München, 2003, S. 241)。

これらの三段階の学位所有者は〈教授免許〉保持者でもあり、それぞれ、自身よりも下級の大学構成員を、つまり〈バカラリウス〉は一般の学生を、〈リケンツィアート〉は〈バカラリウス〉を、〈マギステルあるいはドクトル〉は〈リケンツィアート〉を指導した。同時にこの〈教授免許〉は、その本来の授与者であるローマ教皇の 1297 年の勅書によつて *jus ubique docendi* (国際教授免許) とされて、教皇の権力の及ぶすべての領域で行使できることになっていた¹⁴⁾。

同時に、これらの大学の構成員は、一方において、真理の探究という自らの任務を誠実に果たすという誓約をし、他方において、〈ギルド〉の構成員の不祥事については自主裁判を行うことで、(その程度には時代と地域によって変動があるにせよ)〈学術研究の自由〉と〈自治〉という権利を確保していた¹⁵⁾。

クザーヌスは教会法令博士であったから、この分野では〈教授免許〉の所有者であるとしても¹⁶⁾、哲学および神学で博士号を取得していたわけではなかった。つまり神学や哲学の分野ではヴェンクと同等の〈教授免許〉の所有者ではないことになる。このような人物としてのクザーヌスの著作活動を、哲学と神学の〈教授免許〉の所有者としての教授たるヴェンクの目から見ると、資格のない人間、その意味では〈イディオータ〉(素人)であるクザーヌスが、哲学や神学の分野であれこれ説いていたことになり、当然、内容的に大したものではないと断定したくなるはずである。つまり制度に従って判断する限り、上述したヴェンクのクザーヌスに対する批判にも合理性があるとも言えることになる。そして実際に前者は、『無知の書物』において後者を批判するに際して、後者的文章を当時の大学の討論に典型的な形式に整理した上で自ら論駁する

14) Prahl, *op. cit.* S. 89; プラール前掲書78頁; Verger, *Les Universités au Moyen Âge*, p. 79; 『中世の大学』85 頁。これは ‘licentia ubique docendi’ とも表記される。

15) Prahl, *op. cit.* S. 99; プラール前掲書88頁; Verger, ‘Universität’, in: *Lexikon des Mittelalters*, Vol. VIII, S. 1251f.

16) 博士号に基づいて 1425 年から 28 年までケルン大学で教会法を講義しながら、同大学のハイメリクス・デ・カンボのもとで哲学および神学を学んでいたと推定されている (E. Meuthen, *Nikolaus von Kues 1401–1464*, Münster, 1992, S. 26; エーリヒ・モルテン著, 酒井修訳『ニコラウス・クザーヌス』, 法律文化社, 1974 年, 27 頁)。また彼は、ルーヴァン大学からの 1428 年と 1435 年の二度にわたる教会法の教授職への招聘を断った (*Acta Cusana*, Nr. 64; Nr. 232; Meuthen, *op. cit.* S. 27; 『ニコラウス・クザーヌス』29 頁)。

るという方法をとって、クザーヌスの〈反対対立の合致〉coincidentia oppositorum ならびに〈覚知的無知〉docta ignorantia という思想が学問の方法を破壊するものである、とアリストテレスの名前とその著書を根拠にしつつ批判しているのである¹⁷⁾。

他方クザーヌスも、『弁護』においてヴェンクに対する反論を開始するに際して、先ずは制度的な点に留意しつつ、彼の弟子に以下のように述べさせている。「われわれに共通の先生である〈マギステル〉ニコラウス・クザーヌス様——今や枢機卿団に加えられているあの方——が、かつて私に、君についてこう語られたことがある。君は、あの先生が教皇使節団に献呈した『覚知的無知』の書物ならびに他の多くの著書においてわれわれに解き明かしてくださっている〈合致〉について大いによく理解していると」¹⁸⁾と。この、クザーヌスについての持つて回った紹介においては、彼が大学制度上ではなく本来の意味での〈マギステル〉であると同時に枢機卿でもあることが強調されている。これは、反駁対象のヴェンクが「神学の〈マギステル〉である」と自称する極めて傲慢な人物である、と弟子がすぐ後の箇所で描写すること¹⁹⁾を前提にした設定であるに違いない。

このような設定の後に叙述が始まられる『弁護』において、ヴェンクに反論してほしいという弟子の願いに応じる際にクザーヌスは、先ず最初にソクラテスを思わせるように、真理そのものについての自身の無知を率直に認めた上で²⁰⁾、以下のように述べる。「神学の研究に専心しているほとんどの人が、何らかの定められた伝承とその形式に関わり合っているのであって、彼らが自分にとっての権威者とみなす人々のように話す方法を知ると、自分のことを神学者であると思い込むのである。しかし彼らは、一切の闇が存在することのないあの近づき得ない光について自分が無知である、という認識は持っていないのである」²¹⁾。これが、

17) この点については、八巻『プリズム』第 I 部第 2 章 3 以下および川崎上掲論文を参照されたい。

18) *Apologia*, n. 1, p. 1, 3–7.

19) *Ibid.*, n. 2, p. 1, 21f.

20) 翌年執筆の『イディオータ篇』における〈イディオータ〉が、眞の知恵を身に着けるほど人は謙遜になる、と記していることも関係しているであろう (*De sap.* I, n. 1, 8f.)。

21) *Ibid.*, n. 3, 2, 24–3, 3.

当時の大学の制度的限界に対する批判であることは明らかである。

このように、クザーヌスとヴェンクとの応酬の根底に〈教授免許〉の有無とその本来的意義の有無という争点が伏在すると理解するならば、『イディオータ篇』において〈イディオータ〉という人物をもつてクザーヌスが批判の視野に入れている対象は、明言されている弁論家および哲学者だけではないばかりか、広く当時の大学教授一般のみならず、さらに、自身もその一人である聖職者という〈専門家〉でもあったと理解すべきであろう。なぜならば、〈聖職者〉も叙階という形式で〈資格〉を賦与されている存在だからである²²⁾。

この状況を一般化すると、ある分野において〈資格〉 Licentia を得ている〈専門家〉と、それをもたない〈イディオータ〉(素人)という相関が成立することになる。こう捉えることで、'idiota' という語が、——冒頭でも示したように——〈学者〉に対する〈無学者〉、〈専門家〉に対する〈素人〉、〈聖職者〉に対する〈俗人〉・〈平信徒〉という、重層的な意味構造をもっている理由が明瞭になる。

こうしてクザーヌスは、中世末期における制度化された〈専門家〉の在り方を、真理の探求という本来的な視座から相対化し批判するため、〈イディオータ〉の思想を構築し叙述したと言えるであろう²³⁾。

22) 次注を参照されたい。

23) クザーヌスの著作のなかに、それと名指される〈イディオータ〉が登場するものは、この『イディオータ篇』だけであるが、この思想の萌芽は、クザーヌスの初期著作である『普遍的協和』(*De concordantia catholica*)に見られ、さらに後年の 1453 年の著作である『信仰の平和』(*De pace fidei*)では、この思想の世界規模への展開が読み取れる。さらに晩年には、〈イディオータ〉に込められた批判的な眼差しが確かに〈聖職者〉にまで向けられていることが分かる著作がある。それは、1459 年の『一般的改革』(*Reformatio generalis*)である。この著作は、枢機卿であり司教であるのみならず、教皇代理という立場でもあった彼が、パドヴァ大学時代以来の友人としてのエネア・シルヴィア・ピッコローミニである教皇ピウス 2 世の依頼に基づいてまとめたものである。この中で彼は、教皇庁の枢機卿団は、「簡約」を毎日、教皇庁において開催して、自らが教会の〈現れ〉 *repraesentatio* でされた公会議」を毎日、教皇庁において開催して、自らが教会の〈現れ〉 *repraesentatio* であると共に諸民族の〈代表〉であることを想起しつつ、自分がそれにふさわしいか否かを、教皇も含めて互いに視察し合い (*visitatio*)、それによって汚れを清め合うことを提唱している。まさに「諸民族」nationes と表現されているものは一般の信徒のことであるはずなので、まさに〈イディオータ〉に他ならないことになる。そればかりか彼は、教皇庁内の腐敗を座視することができないからアルプス山中の自らの司教区に帰してほしい、と教皇に訴えたが、ローマにとどまるように教皇から命令されたということもあったほどに、この時代以降の彼の生き方には、自らが教皇庁内の〈イディオータ〉として生きることを覚悟したと思われる側面が存在した。その際にクザーヌスは、〈専門家〉という存在とそれを認定する制度として

以上の状況を整理するならば、西欧において〈専門家〉とは、公的な認証による〈資格〉によって〈専門家〉となりえている存在なのであり、その意味において〈素人〉 idiota とは区別されるのは当然であり、さらに、同じ領域に属する〈専門家〉同士は忌憚なく批判し合いつつ、各〈専門家〉が自身の資格にふさわしい行動をするように努めるのが当然であるが、同時に〈資格〉をもたない〈素人〉は〈専門家〉の領分に口を出したり批判したりすべきでない、という共通認識が伝統として成立し、それが現在に至っていることになる。つまり、〈資格〉を介して〈専門家 - 素人〉という緊張をはらんだ相関が存在していて、それが現代にまで続いているわけである。

3 近代以降の〈専門家 - 素人〉 相関

中世の西欧はイスラーム世界と比較すれば後進地域であった。しかし近代に入ると、それが爆発的発展を遂げ、長年にわたり近接する政治的・軍事的脅威であったイスラーム・トルコを次第に凌ぐようになり、その余力をもって遠くアジア・アフリカなどの海外に帝国主義的進出を果たすようになった。その主たる原動力は、中世末期からルネサンス期に生み出された数々の新たな知見にあった。そしてこれは、大学における〈学術研究の自由〉と〈自治〉に立脚する、権威への旺盛な批判および〈専門家〉相互の忌憚ない批判が成立させたものである。

この気風はさらに、大学以外の場で思索を続けて近代の哲学を形成し、今もなおその存在が重視されているデカルトやロックたちをさえ生み出した。彼ら新種の〈専門家〉は、大学で学んだ結果として教授免許はもっているが、大学で教えることに意義を見出さないという、明瞭で、或る意味ではすみをさえ感じさせる姿勢を大学に対して示していたことになる²⁴⁾。

の〈資格〉そのものを否定したのではなくて、各々の〈専門家〉は、本来のあるべき姿であり続けなければならないと主張しているのである。彼は一般に、その職務の語源に敏感であり、その語源にふさわしく生きるべしと説くことが多い: Cardinalis, Monachus, 等々。この点については八巻『プリズム』第 V 部第 2 章 4,3 と第 VI 部第 3 章 4 を参照されたい。

24) このような〈専門家〉の出現は、大学の側にも自主的な刷新の必要性を認識せることになり、新たな諸学芸 artes が大学の中に位置づけられることになる。そして、〈資格〉をもつ〈専門家〉が、とりわけ実践的な分野で目覚ましい成果を上げることで、その〈資格〉

ところで、近代になり神聖ローマ帝国が急速に衰退し、それに伴って民族国家（Nation-state）が成立し、あるいはドイツでは多数の領邦国家が成立するなかで、大学も数を増しつつ、その影響下での再編が生じた。大学というギルドにおける〈専門家〉の任命権者が、教会から国家に代わるプロセスにおいて〈学術研究の自由〉と〈自治〉という伝統が脅かされることもしばしばであった²⁵⁾。それの一端は哲学者カント自身も経験し、著作でも示しているとおりである²⁶⁾。

つまり、国家（国王・君主）という新たな権力者である〈イディオータ〉（素人）²⁷⁾がこのギルドに介入して、〈専門家〉集団の有する優れた力を自身の利益のために動員することを目論んだわけである²⁸⁾。しかし中世以来の大学におけるギルドの伝統が存在した西欧では、現実においてその伝統が見えなくなつたとしても完全にその理念が消失したわけではなかった²⁹⁾。一時的に新たな権力者たちの介入に屈服しつつも、〈専

が伝統的に保証する権利を享受し、そのような状況がさらに多くの才能ある後継者（徒弟）を呼び込む、という循環を継続して、今日に至っていると捉えることができるだろう。他方、いわゆる「科学技術」的な学問が西欧の伝統的な大学に正式な学科として受け容れられるということは、今日に至るまで自動的に成立している訳ではない。西欧の多くの国々において「工科大学」等々の専門大学が存在することの背景には、この Licentia の伝統という問題があると考えられるが、今は立ち入らない。

25) Prahl, *op. cit.* S. 117f.; S. 129f.: プラール前掲書 107 頁以下; 119 頁以下。

26) I. Kant, *Der Streit der Fakultäten* (『諸学部の争い』). カントは 1798 年に公刊されたこの著作の序言 Vorrede において以下のように明言している：プロイセン王によって 1794 年以降、公表を禁止されていた論文二篇と 1798 年に発表した論文一篇を合わせて一書としているが、それは以前に禁令を発出した王の死去により情勢が変化して可能となったことである。と。その上で彼は本論において、中世以来の大学の伝統としての上級学部（神学部、法学部、医学部）と下級学部としての哲学部との争いについて、近代の領邦国家体制における大学および諸学部の位置づけを前提として、自由な理性によって上級学部の学的営みの本質を吟味することを任務とする哲学部の重要性を説いて、最終的には哲学部こそが最上位の学部となるはずだ、と論じている。

27) 貴族は中世末までたいてい無学であった (Prahl, *op. cit.* S. 104: プラール前掲書 94 頁)。

28) Prahl, *op. cit.* S. 128f; 151f.: プラール前掲書 118 頁以下; 141 頁以下。

29) カントも『諸学部の争い』の序論 Einleitung の冒頭近くで、中世以来の伝統に従い以下のように記す：「彼ら〔教授たち〕は一緒になって、大学（あるいは上級学校）と呼ばれる、自治権をもった（というのも、学者としての学者について判断できるのは学者だけだからである）一種の学者共同体を形成することになる。……同業者組合に属するこうした学者以外の Außer diesen zünftigen [Gelehrten]…」 (*Der Streit der Fakultäten*, Berlin, 1968, S. 17f. 強調はカント、訳文は角・竹山訳〔岩波書店、カント全集第 18 卷〕による)。

門家〉集団が、一方において自律的に互いに吟味しあう (visitatio) と共に³⁰⁾、他方においては一致団結して権力者という〈素人〉の介入を防ぐことで、近代国家体制内でも大学における〈学術研究の自由〉と〈自治〉が、ドイツの Akademische Freiheit (学術研究の自由) を一典型として、確保されることになった。

しかし、決してそれが安定的に保証されてきてはいるものではないことは、周知のとおりである。その不安定性は、国家の直接的介入によって生じるのみならず、20 世紀以降のいわゆる「巨大科学」が研究資金を自弁できなくなった結果、それを国家予算・公費に頼らざるをえないという状況から、〈学術研究の自由〉と学者の〈自治〉が研究資金を介して脅かされるという形でも生じている³¹⁾。

さらに事態を複雑にしているのは、近代後期以降に民主主義社会が成立したこと、国民・タックスペイヤーという新たな〈素人〉（ほとんど文字通りの idiota）がこのギルドにも容喙できる道筋がつけられたことである。この傾向は、2000 年代に入ってからの日本では巨大科学に限られたことではなくなり、人文・社会科学の分野にも及んできている。それは、日本学術振興会および文部科学省の管轄下にある「科学研究費」一般の採択審査において「社会への還元可能性」の有無が云々されるようになっていることにも表れている³²⁾。

4 二種類の〈素人〉による〈専門家〉の挾撃

2020 年 10 月初めに明るみに出た総理大臣による日本学術会議会員の任命拒否問題も、上述の問題構造においてとらえるべきことであろう。

30) 上注 23 のクザースの提案を想起されたい。

31) この典型的な例は、戦後日本における原子力発電に関する研究の状況である。この点については、八巻『クザース 生きている中世』、ぶねうま社、2017 年、35–61 頁を参照されたい。

32) さらに「科学研究費助成事業——科研費——学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）」の 1 総則の 3 項には「研究代表者及び研究分担者は、助成金が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、助成金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない」と記されている。この文言の内容は当然至極のものであるが、「助成金が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであること」と強調されている点に、次節で扱う「〈素人〉の動員」への余地を用意することがうかがえると見るのは、うがちすぎであろうか。

日本の学術研究の世界は、明治初年に欧米から大学という制度を移入して以来、まだ 150 年ほどしか経ておらず、西欧における〈専門家－素人〉相関の本質的な意義についてどれほどの理解が成立しているかは不明である。その中で今回の学術会議問題で生じつつある状況を、二種類の〈素人〉による〈専門家〉の挾撃として捉えるべきであると、私は考えている。それは、第 3 節で言及したような、研究資金の提供者としての、広い意味での〈権力〉という〈素人〉が、提供している研究資金は税金が原資であるから一般民衆（国民）という〈素人〉にも発言権があるのだと、もう一方の〈素人〉に語り掛けることで、その多数の〈素人〉を〈権力〉という〈素人〉の側に動員していることである。

重要な点は、〈政府〉という〈素人〉にせよ、〈国民〉という〈素人〉にせよ、問題の核心をどれほど理解しているか、ということである。私見の限り、西欧に発する学術研究の核心に存在する〈学術研究の自由〉と〈自治〉の意義（すなわち長い目でみると顕著となる、新たな知見を生み出す力の源泉）³³⁾を理解しているとは到底思えないことは、双方の〈素人〉に共通している。

さらに、一般に〈政府〉という〈素人〉が自身にとって好都合な情報ならびに判断にしか耳を傾けないという傾向は、諸外国にも存在する。それは、目下、全世界で猛威をふるっている COVID-19 への米国の対応策をめぐる、トランプ前大統領と米国の疾病対策センター（CDC）のレッドフィールド所長ならびに国立アレルギー感染症研究所（NIAID）のファウチ所長との間の対立にも顕著に表れていた。しかし、西欧中世以来の〈専門家－素人〉相関についての理解がまがりなりにも存在する米国では、〈専門家〉が〈素人〉の圧力に屈して専門的な意見を変えることが容易には生じないということを、われわれはテレビのニュースで繰り返し目にした。大統領に CDC の所長よりも御しやすいと見なされて任用された NIAID のファウチ所長であっても、大統領の面前で大統領の見解とは異なる、専門家としての自身の学問的知見を平然と披瀝して譲らなかつた³⁴⁾。もちろんそれはファウチ所長にとって容易な行為で

33) 第 3 節冒頭を参照されたい。

34) バイデン新大統領が正式に就任して後の 1 月 21 日にファウチ所長は「全米向けテレビ放送の前でトランプ大統領と矛盾する発言を示すのは愉快なことではなかった」と述べ

はなかったのであるが、それが〈専門家〉としての矜持であり、それを示せないことは〈専門家－素人〉相関の伝統のある社会では、自分が〈専門家〉であると主張することができなくなるのであろう。

ところが日本の政府は今回の学術会議の会員任命問題において、一般人・〈素人〉が〈専門家－素人〉相関の本質について無理解であるという現状を正確に把握した上で、次々と後者の〈素人〉の耳に（まさに俗耳に）入りやすい任命拒否の「理由」を挙げる。例えば、「日本学術会議は年間 10 億円の予算を使っている」とか、「学術会議会員の所属機関に多様性が見られない」等々である。

学術研究の現場を曲がりなりにも経験している私たちにとっては笑止千万であるような「理由」であるが、だからこそ、——インターネット上で書き込みなどをチェックする限り——政府の説明が一定の効果を上げていると捉えざるをえない。つまり、動員は成功しているのである。この根底で働いているのは、〈専門家〉に対する〈素人〉の反感、不信感であり、それと密接に関わりながら、近年急速に醸成されつつある反知性主義的雰囲気である³⁵⁾。そして、この反感と不信感の醸成を加速させている日本における原因の一つは、2011 年 3 月の〈フクシマ・カタストロフィ〉であろう。

さらに日本では、一般的に他者ならびに他者の意見に対する批判を無前提的に「よくないこと」と見なす傾向が顕著である。ましてや「目上の人に対する批判」などは、「もってのほか」と言わないまでも「失礼だ」とみなす傾向が、批判の対象となる当事者のみならず、その周囲にも生じがちである。目下の学術会議会員としての任命を拒否されている候補者たちの多くが、このところの政府の方針に批判的な見解を表明していたので、それが理由なのだろうと推測されており³⁶⁾、この推測は大方の賛同をえている。

つつ、自らが奉仕する政権が誰に率いられてであろうとも真実を告げることを信条にしていたとも述懐したと、多くの報道によって伝えられた。

35) 米国における〈専門家〉に対する〈素人〉の反感・不信感の深刻な状況は以下の書物に具体的である：T. Nichols, *The death of expertise*, New York, 2017:『専門知は、もういるのか』、みすず書房、2019 年。とくに p. 210f. (邦訳 250 頁以下) を参照されたい。

36) 菅首相は任命拒否の理由をいっさい説明していない。この拒否の背後には、政府から独立した機関としての日本学術会議を解体・改組する意図があるとも思われる。

しかし、改めて西欧における〈専門家－素人〉相関の伝統について目を向けるならば、社会内に〈専門家〉一般という階級と〈素人〉一般という階級が存在するというわけではない。或る一定の分野について、〈専門家〉がおり〈素人〉がいるということであって、それは当該人物の人格的上下を示すものではない。それゆえに、例えばAの分野の〈専門家〉であるa氏は他のXの分野では〈素人〉となる。逆にXの分野の〈専門家〉のx氏はAの分野では〈素人〉となるのである。あくまでもそれぞれの〈専門分野〉における合理性（理性妥当性）を互いに尊重して、当該分野の成果を確立すると共に、その成果を的確に社会に反映させるために、その能力を身に着けている〈専門家〉の意見が尊重されるということなのである³⁷⁾。

ところが、上で言及したような社会的雰囲気が存在する日本では、「偉い人」が言うことに従っていればいいのだ、ということになりやすい。しかし、このような言説の伝統に浸っている限り、学問研究の深化・発展および抜本的な革新は達成されがたい。これが「失われた30年」と言われる現状を生み出している一因であるに違いない³⁸⁾。

では、この度の政府による学術会議会員の任命拒否問題を前にして、〈専門家〉は、今、何をすべきであろうか。もちろん、日本学術会議法に違反する会員任命拒否の撤回を政府に申し入れて、学術会議が推薦した会員全員の任命を実現させることが第一である。

それに加えて、日本学術会議法が第三条において、あえて「独立して左の任務を行う」（下線は引用者）とされていることを、即ち、西欧中世以来の〈学術研究の自由〉と〈自治〉の伝統を踏まえていることを弁えて、改めてわれわれ自身が〈学術研究の自由〉と〈自治〉の意義を問い合わせる。

37) しかし、〈専門分野〉の細分化が進行中の自然科学とそれに関連する技術において、この〈専門家〉と〈素人〉の関係が細分化されると、隣同士の〈専門分野〉であっても互いに〈素人〉として口を出さない（出せない）ことになり（H. Collins, *Are we all scientific experts now?*, Cambridge/Malden, 2014, p. 71:『我々みんなが科学の専門家なのか?』, 法政大学出版局, 2017年, 94頁), そこには壮大な無責任状態が成立しやすくなる。この点については、今は立ち入らない。

38) 上記の伝統に浸っている日本人は從来から「抜本的な革新」は苦手であり、1980年代に「Japan as Number One」と言われたのも、得意とする既存の技術の「部分的な改良」による成果であった。しかし、この「部分的な改良」の対象となるものが見つからなくなつたことが、この「停滞」の原因であると考えられる。

直しつつ、学術研究に携わる姿勢を固めるべきであろう。

5 クザーヌスの〈イディオータ〉から 〈専門家－素人〉相関を再考する

そこで最後に、クザーヌスの〈イディオータ〉³⁹⁾の視点から、われわれが直面している〈専門家－素人〉相関の問題を再考してみたい。クザーヌスが『イディオータ篇』の中で〈イディオータ〉に述べさせていくことと『弁護』において彼が表現していることとを併せれば、その目的は知恵・真理を探究すること（一般化すれば「知的探究」）が制度化されることに伴う弊害を指摘し、その改善を求める事、換言すれば〈専門家－素人〉相関を再活性化することであったと考えられる⁴⁰⁾。実際に当時の大学は、一方において西欧社会の知的水準を総体として大幅に上げることに成功してはいたが、他方において、クザーヌスが『弁護』において神学者について指摘したような制度の形骸化が、他の学問分野でも生じていた。そればかりか、経済的な面では大学の貴族化が進み、貧しい学生が締め出される傾向が強まっていた⁴¹⁾。

一般に社会は、著しい成果が出される営みを、その成果が継続されることを目的としてその社会内に制度化する。しかし、その制度が続くうちに形骸化し沈滞へと陥る。それが西欧の大学にも当てはまったわけである。ところが西欧の大学というギルドには、既にみたように、ギルドでありながらも自己の限界を開拓する可能性を提供する原則が内包されていた。それは、〈自治・自立〉並びに構成員としての〈専門家〉相互の〈批判の自由〉である。これは、組織そのものだけに注視するならば矛盾にはかならない。組織の本質の一つたる自己保存を自ら崩す可能性を意味するからである。しかし長期的に見ると、この矛盾的な原則こそ

39) この人物像の特徴付けの具体層は以下を参照されたい：八巻『プリズム』585頁。

40) この点については以下を参照されたい：八巻同上書 39-44 頁。クザーススは制度化そのものを否定しているわけではない。この点は上注 23 を参照されたい。

41) 大学は学位を取得しようとする学生から試験料を徴収した上に, doctor になった者は自費で豪勢な自身の歓迎式を催さねばならなかつた: Verger, *Les Universités au Moyen Âge*, pp. 179-181; 『中世の大学』201-203頁; Prahl, *op. cit.* S. 93-96; ブラール前掲書83-86頁。この点を, 貧しく無学で自活しつつ神によって創造された世界に知恵を見出している〈イディオータ〉が, 身をもって批判しているのである。

がこのギルドの健全な存続をもたらすことになる。〈成果〉が〈制度化〉を生み出すが、それがその〈制度〉に停滞を生み出す。しかし、その後にその〈制度化〉を〈批判〉する営みが内部から生み出され、それによって新たに〈成果〉が生み出されやすい〈制度化〉がなされる。この原則がいわば弁証法的な自己刷新を機能させるのである。

そしてこの〈批判〉に際して〈イディオータ〉の視点をもつことを、クザーススは求めているのであろう。実は晩年のクザーススは枢機卿にして教皇代理という立場にありながら、既に注23で言及したとおり、ローマ市内の地下室に一人隠棲していた〈イディオータ〉のように、教皇庁内で孤立しつつ任務を果たすことを覚悟したようである⁴²⁾。

一般にわれわれが、正しいこととしての〈真理〉を求める場合には、たえざる *docta ignorantia* (覚知的無知) のプロセスをたどることを覚悟しなければならず、その際には制度の只中にあっても徹底的な〈自立〉・〈孤立〉をも覚悟しなければならないのである——古代アテネのソクラテスのように⁴³⁾。

同時に日常的には、われわれ〈専門家〉のごく近くに、例えば家族という〈素人〉が居る。そればかりか、〈素〉の自身の深みを内省するならば、そこには紛れもなく〈イディオータ〉(素人) が息づいている。そして、このような〈素人〉たちに支えられてわれわれは〈専門家〉でありえているのだという事実を再確認するならば、おのずと〈専門家—素人〉の相関の本来的な緊張関係に思い到るはずである。するとわれわれは、権力におもねることなく、しかし真理の前に謙遜でありながらもたゆみなく真理を探究すべし、という〈専門家〉としての責務を自覚せざるをえなくなるはずである。

42) このクザーススの決意の吐露については、教皇ピウス2世が備忘録で伝えている：八巻『プリズム』599頁を参照されたい。

43) クザーススは〈イディオータ〉をソクラテス的な理想像と見なしていた：八巻同上書41-44頁を参照されたい。

灌呈
水島朝徳様
八卷和彦

クザーススの〈イディオータ〉思想の現代的意義

——〈専門家－素人〉相関の視点から——

八 卷 和 彦

「中世思想研究 第63号」抜刷
2021年9月 中世哲学会 発行